

産婦健康診査事業の円滑な実施に向けて

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課

1 趣 旨

平成 29 年 4 月、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を目的として、「産後（産婦）健康診査事業」が国の「母子保健医療対策総合支援事業」に創設された。

県では市町村において本事業が円滑に実施できるよう基盤整備をすすめている。

2 これまでの経過

(1) 産後（産婦）健診実施に向けた関係団体等に対する事業説明及び協力依頼

- H29.5～30.3 医師会、産婦人科医会、信州産婦人科連合会、精神科病院協会、看護協会、助産師会、市長会、町村会、国保連合会への協力依頼
- H29.10.20 19 市保健衛生事務研究会
- H30.2.5 周産期医療調整協議会
- H30.2.7 町村社会環境事務研究会
- H30.2.20 母子保健推進協議会
- H30.3.2 うつ病の診療・支援基盤の強化事業の打合せ会議
- H30.4.24 町村会政務調査会合同部会
- H30.5.19 信州産婦人科連合会・総会
- H30.6.16 長野県精神科病院協会・総会

(2) 市町村の実態調査（H30.6 現在）

○産婦健診事業・産後ケア事業（必須事業）の実施状況

	30.10 実施予定	31.4 実施予定	未定
産婦健診事業	4 市	14 市	1 市
産後ケア事業	17 市	2 市	

(3) 産科医療機関（分娩を扱う 40 医療機関）の実態調査（H29.8 現在）

- エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）の導入状況 ※EPDS は産後健診必須項目
EPDS 導入済 18 機関、導入予定 8 機関、導入未定 13 機関、回答なし 1 機関
- 産褥健診（自費診療）の実施状況
1 週間後健診 1 機関、2 週間後健診 6 機関、1 か月後健診実施 33 機関

(4) 産後うつ及び EPDS に関する研修会等の実施

- H29.12.10 産後うつと周産期メンタルヘルスケア研修会（102 名出席）
- H29.4～30.1 EPDS 勉強会（医療機関及び市町村等の要請を受け 9 回開催、計 408 名出席）

3 課 題

- (1) 市町村における体制整備（予算確保及び産後ケア事業等の支援体制の整備）
- (2) 産科医療機関等における EPDS の普及
- (3) 産科医療機関、精神科医療機関及び市町村等の連携体制の強化

4 今後の対応

- (1) 各市町村の実情に即した支援の継続実施
- (2) 産科医療機関等への EPDS に関する研修会・勉強会の継続実施
- (3) 以下①及び②による産科・精神科医療機関及び市町村等の地域における連携体制の強化
 - ①保健福祉事務所による「母子保健推進会議（産科医療機関、助産師会、市町村等）」等を利用した圏域毎の連携体制の整備
例）伊那保健福祉事務所では伊那中央病院産科医師及び管内 2 精神科クリニック医師が、実際の症例を通し今後の連携体制の整備に向けた協議を始めている
 - ②うつ病の診療・支援基盤の強化事業（地域自殺対策強化事業）によるかかりつけ医（産科医）と精神科医等の地域協力体制の整備
例）長野市医師会ではかかりつけ医から精神科医の連絡会議、講演会及び研修会を開催し、産後うつを含めた「かかりつけ医から精神科医への紹介システム」を構築している（冊子作成し精神科医療機関リストを掲載している）

5 その他（長野県市長会事務局）

県内の市町村が受診票方式により産婦健診（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）の公費助成を行うための「実施要項」を作成し、長野県医師会・長野県助産師会・長野県国民健康保険団体連合会と協議し、各市町村がそれぞれ委託契約できるよう基盤整備を行う。

- ・公費助成は国の補助制度に合わせ、2回以内（産後 2 週間、産後 1 か月）、1回 5,000 円以内とする。
- ・助成割合は、国 1/2、市町村 1/2
- ・県内どの医療機関でも受診できるよう（里帰り出産等に対応）、県内共通様式による受診票方式をとる。（妊婦、乳児検診同様）

【市における課題（調査による）】

- ・産後ケア実施医療機関では、精神科を有していないこともあり産後うつへの対応が困難
- ・産後うつを取り扱う精神科医師が不明確。精神科医療機関との連携。
- ・産科医療機関や助産院から早期に精神科医療機関に受診できるような仕組みづくり
- ・EPDS 高得点者が、産科医や助産院から早期に精神科医療機関に受診できるような仕組みづくり

産後（産婦）健康診査事業の概要

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課

※本事業名について、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱上は「産婦健診事業」となっているが、「産婦」との表記は医学的観点から本事業内容に合致しないため、本県においては「産後健診事業」と表記する。

事業趣旨	平成29年4月、産後うつ予防や新生児の虐待予防等を目的として、「産後（産婦）健診事業」が国の「母子保健医療対策総合支援事業」に創設された（補助率：国1/2、市町村1/2）。県では市町村において本事業が円滑に実施できるよう基盤整備をすすめている。
開始日	平成30年10月1日
実施主体	市町村
実施機関	産科医療機関及び助産所
事業内容	<p>◎地域における全ての褥婦を対象に、産後健診2回までの費用について助成を行うことで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。</p>
健診時期	産後2週間及び産後1か月など（健診2回まで助成）
健診費用	基準額：1回あたり5,000円
事業の流れ	
請求・支払の流れ	<p>* 健診業務委託契約は、市長会・町村会及び県医師会との契約手続きとなります。</p>